

## 別表

- 本表のA欄(種類、内訳)は、府の休業要請等の対象となった主な施設であり、本募集要項:37ページ「法人・個人別 対象・対象外 フローチャート」における「休業要請の考え方①～③」中の施設の内訳を表します。

※本表A欄に記載の施設以外でも、休業要請施設等に該当する場合があります

- B欄は、休業要請等の対象となった施設の運営者が、本支援金の支給対象となりうるかどうかを示したものです。

- フローチャートにおいて、休業要請外支援金の対象要件にあたるかどうかの確認をする際に参考としてください。

※休業を要請されなかった事業者の方(休業要請等の対象となった施設の運営者でない方)は、本募集要項2ページの「Ⅱ. 対象要件」(1)(2)に該当すれば、本支援金の支給対象となります。((参考)概念図参照)

※休業要請対象施設の詳細は、以下の一覧表をご参照ください。

下表の「種類」欄に記載の施設運営者で		府内に本社のある中小企業と、個人事業主の方は こちらをご覧ください。		府外に本社のある中小企業と、その他の法人の方は こちらをご覧ください。	
A欄		B欄			
1. 休業を要請した施設 ※支援金の対象となる休業期間は、4/21～5/6		府内に本社のある中小企業、 個人事業主		府外に本社のある中小企業、 その他の法人	
種類	内訳				
劇場等	劇場	× (対象外)		○ (休業した場合対象)	
	観覧場				
	プラネタリウム				
	映画館				
	演芸場				
集会・展示施設	集会場	× (対象外)		○ (休業した場合対象)	
	公会堂				
	展示場				
	貸会議室				
	文化会館				
	多目的ホール				
	自習室				
	結婚披露宴会場				

「○」は本支援金の対象、「×」は対象外  
※例外は個別に記載しています。

A欄		B欄	
種類	内訳	府内に本社のある中小企業、 個人事業主	府外に本社のある中小企業、 その他の法人
遊興施設	キャバレー	× (対象外)	○ (休業した場合対象)
	ナイトクラブ		
	ダンスホール		
	スナック		
	バー		
	ダーツバー		
	パブ		
	サロン		
	ホストクラブ		
	ディスコ		
	性風俗店		
	のぞき部屋		
	出会い系喫茶		
	ストリップ劇場		
	テレフォンクラブ		
	アダルトショップ		
	個室ビデオ店		
	インターネットカフェ		
	漫画喫茶		
	カラオケボックス		
	カラオケ喫茶 (飲食を提供する喫茶をメインとしてカラオケを行わない場合は食事提供施設を参照)		
	ビアホール		
	ライブハウス		
	場外馬(車・舟)券場		
	猫カフェ・小鳥喫茶 (カフェを主とする場合は食事提供施設を参照)		
	カフェ&バー (カフェを主とする場合は食事提供施設を参照)		
	メイドカフェ (カフェを主とする場合は食事提供施設を参照)		
ダイニングバー (カフェを主とする場合は食事提供施設を参照)			
無料案内所(性風俗店)			

A欄		B欄	
種類	内訳	府内に本社のある中小企業、 個人事業主	府外に本社のある中小企業、 その他の法人
運動・遊技施設	体育館	<p style="text-align: center;">× (一部対象(O)あり)</p> <p>※1 屋外施設は対象(O)</p> <p>※2 屋外施設であっても、観客席部分を使用停止にした場合は対象外(×)</p> <p>※3 教室等に多数を集容して実施する事業形態を緊急事態宣言を受けてオンラインでの配信等に切り替えた場合は対象外(×) ただし、当初からオンライン配信を主としたスタジオなどの場合は対象(O)</p>	<p style="text-align: center;">○ (休業した場合対象)</p> <p>※1、2 屋外施設は、観客席部分を使用停止にした場合は対象(O)</p> <p>※3 教室等に多数を集容して実施する事業形態を緊急事態宣言を受けてオンラインでの配信等に切り替えた場合も対象(O) また、当初からオンライン配信を主としたスタジオなどの場合も対象(O)</p>
	屋内・屋外水泳場		
	ボウリング場		
	スケート場		
	スポーツクラブ		
	ホットヨガ、ヨガスタジオ(※3)		
	乗馬教室(※1)		
	ゴルフ場(屋内の集会の用に供する部分等は休止要請対象)・ゴルフ練習場(※1)		
	バッティング練習場(※1)		
	陸上競技場(※1)(※2)		
	野球場(※1)(※2)		
	テニス場(※1)(※2)		
	弓道場(※1)		
	マージャン店		
	パチンコ屋		
	ゲームセンター		
	ビリヤード場		
	ダーツ場		
	射的場		
	囲碁・将棋所		
テーマパーク			
遊園地			
遊漁船(※1)			
スキューバダイビング施設			
サバイバルゲーム場(※1)			
釣り堀(※1)			
文教施設	幼稚園	<p style="text-align: center;">× (対象外)</p>	<p style="text-align: center;">○ (休業した場合対象)</p>
	小学校		
	中学校		
	義務教育学校		
	高等学校		
	専修学校(高等課程に限る)		
	中等教育学校		
	特別支援学校		

A欄		B欄	
種類	内訳	府内に本社のある中小企業、 個人事業主	府外に本社のある中小企業、 その他の法人
大学・学習塾等	大学	<p style="text-align: center;">× (一部対象(O)あり)</p> <p>100㎡以下の施設で、適切な感染防止対策を徹底し、営業していた場合は対象(O)</p> <p>※オンライン授業・家庭教師は対象(O)</p>	<p style="text-align: center;">○ (休業した場合対象)</p> <p>100㎡以下の施設は、適切な感染防止対策を徹底し、営業していた場合も対象(O)</p> <p>※オンライン授業・家庭教師は営業していた場合も対象(O)</p>
	専修学校(高等課程を除く)・各種学校		
	日本語学校・外国語学校		
	インターナショナルスクール		
	自動車教習所		
	学習塾		
	英会話教室		
	音楽教室		
	囲碁・将棋教室		
	生け花・茶道・書道・絵画教室		
	そろばん教室		
	パソコン等IT関連教室		
	料理教室(パン教室、ワイン教室等も含む)		
	武術教室(ボクシングジム、空手道場等含む)		
	ダンス教室		
	バレエ教室		
体操教室			
ネイルスクール			
ものづくり教室(陶芸教室、裁縫・服飾教室等も含む)			
博物館等	博物館	<p style="text-align: center;">× (対象外)</p>	<p style="text-align: center;">○ (休業した場合対象)</p>
	美術館		
	図書館		
	科学館		
	記念館		
	水族館		
動物園			
植物園			
ホテル又は旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る)		
	旅館(集会の用に供する部分に限る)		
商業施設	ペットショップ(ペットフード売場を除く)	<p style="text-align: center;">× (一部対象(O)あり)</p> <p>100㎡以下の施設で、適切な感染防止対策を徹底し、営業していた場合は対象(O)</p>	<p style="text-align: center;">○ (休業した場合対象)</p> <p>100㎡以下の施設は、適切な感染防止対策を徹底し、営業していた場合も対象(O)</p>
	ペットサロン・トリミングサロン		
	宝石類や金銀の販売店		
	アクセサリーショップ		
	住宅展示場		
	古物商(ただし質屋を除く)		
	金券ショップ		
	古本屋、貸本屋		
	同人誌販売店		
	おもちゃ屋、鉄道模型屋		
	囲碁・将棋盤店		
	DVD/ビデオショップ・レンタル		
	アウトドア用品、スポーツグッズ店		

A欄		B欄	
種類	内訳	府内に本社のある中小企業、 個人事業主	府外に本社のある中小企業、 その他の法人
商業施設 (つづき)	ゴルフショップ	<p style="text-align: center;">× (一部対象(O)あり)</p> <p>100㎡以下の施設で、適切な感染防止対策を徹底し、営業していた場合は対象(O)</p>	<p style="text-align: center;">○ (休業した場合対象)</p> <p>100㎡以下の施設は、適切な感染防止対策を徹底し、営業していた場合も対象(O)</p>
	土産物店		
	旅行代理店(店舗)		
	アイドルグッズ専門店		
	ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)		
	まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所)		
	ヘアメイク(髪結い)、ヘアカラー(白髪染め等)の専門店 (ヘアカット等を行わない理美容所)		
	スーパー銭湯		
	サウナ		
	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)		
	整体院(国家資格有資格者が行うものは除く)		
	日焼けサロン		
	脱毛サロン		
	タトゥースタジオ		
	占い		
	写真屋・フォトスタジオ		
	美術品販売		
	展望室		
	リラクゼーション施設(クイックマッサージ、ヒーリングサロンなど) (ただし国家資格有資格者が治療を行うものは除く)		
	結婚相談所		
ペットグッズ販売店			
アートギャラリー			
音楽スタジオ			
観光用手荷物預かり所			

2. 夜間の営業時間短縮等を要請した施設

※支援金の対象となる夜間の営業時間の短縮等期間は、4/21～5/6

A欄		B欄	
種類	内訳	府内本社中小企業、 個人事業主	府外本社中小企業、 その他の法人
食事提供施設	飲食店	× (一部対象(O)あり)  営業時間が午前5時から午後8時までの施設は対象(O)	○ (休業した場合対象)  営業時間が午後8時から午前5時までの時間帯を含む店舗が、その時間帯の休業(営業時間の短縮)に応じた場合は対象(O) 営業時間が午前5時から午後8時までの施設は、営業していた場合であっても対象(O)
	料理店		
	喫茶店		
	居酒屋		

(参考)概念図

